

# 社会統合の概念とソーシャル・キャピタル

## The Concept of Social Integration and Social Capital

森 恭子\*  
Kyoko MORI

**要旨：**本稿は、社会統合の概念を若干整理し、難民の社会統合と SC の関連について明らかにすることを目的とする。社会統合の概念については、地域統合において移民・難民の移動が活発な欧州連合（EU）の委員会等の文献や報告書を中心に整理する。また難民の社会統合については、主にイギリス内務省の委託報告書「統合の指標」を踏まえ SC との関連について論じる。

社会統合の概念は、EU の社会統合政策の動向を踏まえると、移民と受入れ社会との双方向のプロセスとして今日的には捉えられてきており、個人のアイデンティティ・権利の尊重、差別の排除、参加の促進等が重要な要素であった。そしてイギリスの難民の社会統合をみると、その双方向のプロセスを促進する方策として、統合の他の指標と並んで SC に依拠した社会的つながりのタイプ——結合、橋渡し、連結が重視されていた。結合的なつながりは、難民のアイデンティティを保持することに寄与し、同化ではない社会統合を円滑に促進できると肯定的に捉えられていた。また、社会統合には客観的統合とともに主観的統合についても無視できず、主観的統合においても SC の果たす役割が期待され、社会参加に加え社会貢献の感覚も重要な要素となることが推察された。

**キーワード：**社会統合、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）、難民、社会的結束、主観的統合

### 1. はじめに

近年、日本では難民申請者数は急増し、2014 年にはその数は 5000 人（前年比約 53%）で過去最高を記録した。10 年前に比べるとその数は 10 倍以上となっている<sup>1)</sup>。日本政府は、国際貢献及び人道支援の観点から、2010 年に難民キャンプからミャンマー難民を計画的に受け入れる「第三国定住プログラム」を 5 年間試験的に実施し、今後も本事業を継続的に行うことになった<sup>2)</sup>。2015 年には欧州諸国へのシリア難民の大量流入が世界的な話題となり、国際社会の中で難民保護の議論がいつそう高まっているが、日本も相応の責務を担うことが期待されるといえよう。既に難民・移民を多く受入れている欧米諸国は、彼らの社会統合政策に積極的に取り組んでいるが、社

---

\* もり きょうこ 文教大学人間科学部

社会統合プロセスにおいて、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本：以下、SC）が一つの重要な要素として認識されている（森 2013）。SC の代表論者であるパットナムは SC を「調整された諸活動（人々の協調行動）を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」（Putnam 1994 = 2001 : 207）と定義しているが、一般的に豊かな SC はコミュニティにおける共同の利益のための行為を促進し、社会の有効性や効率性を高めることに寄与するといわれている。社会統合の促進においては、SC はホスト社会と難民・移民集団との対立や分離を避け、安心・安全な社会を構築する手段とみなされる。福祉分野では SC はソーシャル・サポートやソーシャル・ネットワークを包含する概念として認識され、周辺化されたマイノリティや地域社会をエンパワーする介入に関連し（NASW 2008）、ソーシャルワーク実践でその活用の有効性が示唆されている（Midgley & Livermore 1998, Ersing & Loeffler 2008, Howkins & Maurer 2012 など）。

本小論では、社会統合の概念を若干整理し、難民の社会統合と SC の関連について明らかにすることを目的とする。社会統合の概念については、地域統合において移民・難民の移動が活発な欧州連合（EU）の委員会等の文献や報告書を中心に整理する。また難民の社会統合については、主にイギリス内務省の委託報告書「統合の指標」（Ager & Strang 2004）を踏まえながら SC との関連について述べる。

## 2. 社会統合の概念

社会統合（social integration）の捉え方は一様ではなく統一した見解があるわけではない。しかし、その概念の中には、個人のアイデンティティ・権利の尊重、差別の排除、参加の促進、ホスト社会と移民・難民の双方向の相互適応過程（mutual adjustment）という共通項がみえてくる。

異文化適応に関する研究で著名なベリーは、かつて適応形態の4類型を（図1）のように整理した（Berry 1986）。彼によれば、「統合」は、「同化」と区別されるものであり、「アイデンティティ・文化」およびホスト社会との「つながり・参加」の双方が保持されていることが重要なファクターとなっている。この考えは後述するように、現代のEUの社会統合概念に広く根付いている。

		自己同一性と文化の維持	
		はい	いいえ
つな が り	受 入 れ 国 民 と の 肯 定 的 な	はい	いいえ
	はい	統合 (Integration)	同化 (Assimilation)
	いいえ	分離 (Separation)	周辺化 (Marginalization)

（出典）Berry, W. J. (1986) The Acculturation Processes and Refugee Behavior, in Carolyn L. Williams & Joseph Westermeyer, eds., *Refugee Mental Health in Resettlement Countries*, Hemisphere Publishing Corporation, pp25-38.

注）自己同一性と文化の維持（「自分達のアイデンティティと文化を維持することが大事ですか？」）／受入れ国民との肯定的なつながり（「主流となる支配的社会と積極的關係を持つことが大事ですか？」）

図1 適応形態の4類型

欧州諸国では、1990年代以降、地域統合を進める中で各国の移民政策を調和させる必要性が認識され、EUの共通移民政策に向けた取り組みが既に進んでいる（和喜多2009）。そこでは、社会統合はホスト社会の人々と移民・難民との対立を回避する統合の過程（プロセス）として捉えられるようになってきている。

1999年に欧州理事会は、EUの権限強化に伴い「タンペレ・プログラム」を採択しEUの共通移民政策の構築に向けた第一歩を踏み出した（和喜多2009；木戸2009など）。それによると、共通の庇護・移民政策（Common EU asylum & Migration Policy）は、4つの柱、すなわち①出身国とのパートナーシップ、②共通の庇護システム、③第三国国民の公平な処遇、④移民フローの管理から構成されており、③の中で「統合」について以下のように述べられている。

「欧州連合は、EU域内に合法的に居住する第三国国民の公平な取扱いを保障にしなければならない。より強力な統合政策は、彼らに対しEU市民と同等の権利と義務を与えることを目指すべきである。また同時に経済的、社会的、文化的な生活における非差別を強化し、人種差別や排外主義に対抗する方策を伸長させなければならない。」（European Council 1999）\*下線は筆者

この統合は第三国国民（EU域外の外国人）がEU市民と同等の権利・義務を認める公平性を重視するものであり、若松の言葉を借りれば「公正な処遇パラダイムと社会的包摂」に特徴があるといえる（若松2012：157）。

次いで社会統合の概念は、ホスト社会と移民との双方向の過程（two-way process）が強調され始める。例えば欧州委員会の「移民、統合および雇用に関する欧州委員会通知」（2003）では、以下のように述べられている。

「統合は、EU域外からの合法的な移民と彼らの完全参加を与える受入れ社会とのお互いの権利と義務を基礎とする、双方向の過程として理解されなければならない。これは一方で、個人が経済、社会、文化、市民生活において参加できるような方法で、移民の公的な権利を受入れ社会が保障する責任があること意味し、他方で移民が自らのアイデンティティを放棄することなく、受入れ社会の基本的な規範や価値を尊重し、統合プロセスに能動的に参加することを意味する。」（Commission of the European Communities 2003:17）\*下線は筆者

ここでは移民の完全参加を保障していく受入国の責任が明らかにされるとともに、移民が彼らのアイデンティティを保持することを確認しながら、統合が「同化」とは異なることが示されている。しかし一方で同時に受入れ社会の規範や価値の尊重を移民に要請している。こうした方向性は徐々に高まってくる。

2004年には移民統合政策のためのEUの共通基本原則（Common Basic Principles for Immigration Integration Policy）が策定され、また2005年には、統合のための共通アジェンダ（A Common Agenda for Integration）が採択される中で、共通基本原則の実施の強化が図られていく。その原則の1では統合が双方向性プロセスであることが確認されている。

「統合は、すべての移民と加盟国の住民による相互の適応（*mutual accommodation*）のダイナミックな双方向過程である。」（Justice and Home Affairs 2004：19-24）

しかし、同時に原則2では、ヨーロッパの基本的価値を尊重することが明記されており、移民がそうした価値や規範にコミットメントすることをいっそう強調している（若松2012：154）。

EUが統合の対象とする移民は、第三国国民、すなわちEU域外からの合法的な移民であるが、移民と難民を必ずしも明確に区別しているわけではない（UNHCR 2013：11）。難民の支援に特化するUNHCRは、難民の統合について以下のように述べている。

「統合は、難民自身の文化的アイデンティティを控えることなく、ホスト社会に適応する難民の側の準備、そしてホストコミュニティと公共機関の側が、難民を歓迎して多様な集団のニーズを満たすことに対応する準備を含む、すべての関係者による努力を要求する。」(UNHCR 2005, 2013: 14)

UNHCR が提唱する統合概念も双方向プロセスであるが、ここでは他者による「歓迎」(Welcome) を前提とし、他者とは受入れ政府のみならず、受け入れる社会のすべての人々を含めている。「歓迎」という抽象的な表現であるが、積極的および消極的排除（「無関心」、「敵意」など）をしない社会の有様を期待している。そして特に①法的プロセス、②経済的プロセス、③社会的・文化的プロセスの3つの側面が基盤となることを強調する（UNHCR 2013: 15）。

他方、こうした双方向なプロセスを前提とした統合は、とりわけ近年のイギリスでは社会的結束 (Social Cohesion) と並んで促進されている。2001年の北イングランドで起こった人種暴動や2005年のロンドン同時多発テロ等を背景に、社会秩序やナショナル・アイデンティティを危惧するイギリスでは、統合を強化するために2006年にコミュニティ・地方政府省の下に「統合・結束委員会 (The committee of integration and cohesion)」を設置した (岡久 2008)。その委員会の報告書『私たちの共有される未来 (Our shared Future)』(2007) の中では、以下のよう

に結束と統合は区別されている。

「結束は、主に異なる集団がより良くやっっていくこと (*get on well together*) を確実にするために、すべての共同体 (コミュニティ) で起こるべく過程であり、他方、統合は、新しい住人と既存の住人がお互いに適応することを確実にする過程である。」(p.9)

そして、統合および結束は車の両輪のように一体的なものとして捉え、地域社会の新しい輪郭を描こうとしている (2007: 9-10)。

翻って、日本の政策をみると、社会統合政策という表現ではなく中長期的滞在の外国人に対しては「多文化共生施策」がそれに代わる包括的な施策として理解されている<sup>4)</sup>。しかし、各省庁で使用される用語や英語表記は必ずしも統一されているとはいえない。例えば、総務省は多文化共生施策（「Multicultural Society」あるいは「Multicultural Coexistence」）を用い、内閣府は、定住外国人を含む共生社会政策（「Social Cohesion」）、また外務省は、在日外国人の社会統合（多文化共生）施策（カッコをつけて表現：「Social Integration」）を用いることが多いようである<sup>3)</sup>。

日本の移民・外国人研究でも「社会統合」(あるいは「社会的統合」)よりも「多文化共生」や「社会的包摂」(social inclusion) の用語が多用されている。しかし最近では「共生」のもつ曖昧さが批判され、「社会統合」の使用を支持する声もある。山本 (2006) は、「共生」は、「共に生きる」という非常に漠然とした、しかし聞こえのよい言葉であるとし、「共生」概念の問題点の一つは「共に生きたい」とすべての人々が等しく願っているという前提の上に成り立っている点であると述べている。また樋口は「共生」概念は①モデルに適合しない現実から目をそらしたり、そうした現実の排除に向かう、②政治経済的な格差に鈍感、ないしは格差を容認する言説を生み出す、などの傾向を問題点としてはらんでいると指摘している (樋口 2005: 295-7)。社会参加の観点について、西野・倉田 (2002) は、インドシナ難民の社会統合の調査の際に、社会的統合を「各領域集団に良好に参加できていること」と定義し、「各領域集団」とは、個人を中心とした同心円状に諸領域が広がっている捉え、もっとも内側から①家族集団、②成人の場合は職域集団、③子の場合は学校集団、④地域集団、⑤宗教集団、⑥エスニック集団、⑦政治集団とし

た。しかし、日本では必ずしもこのような統合の指標に踏み込んだ調査は多くはない。

### 3. 難民の社会統合の領域とソーシャル・キャピタル

統合に関する研究や政策・実践では、構造的あるいは機能的側面を捉え、統合の領域・分野や指標を明確にする試みがなされてきた<sup>4)</sup>。EUのサラゴサ宣言では、統合政策の重要な領域として①雇用、②教育、③社会的包摂、④活動的市民が示され、それぞれの領域での指標が明示され、これに則りEU統計局（Eurostat）は加盟国のモニタリングを実施している（Eurostat2011）。統合の指標によって、統合の概念が具現化され、抽象的な統合に輪郭が与えられることにより、ホスト社会の政策に具体的に反映されることが可能となる。

難民の統合政策については、ゼッターらがドイツ、イタリア、イギリスの社会統合政策や実践を調査し、以下の統合の指標を示している（Zetter et al. 2002）（表1）。

表1 統合の指標

領域	内容
市民権の領域	市民権のプロセスと制度
統治の領域	統治、行政、市民社会
機能的領域	社会及び経済的参加
社会的領域	民族、文化的アイデンティティ、ソーシャル・ネットワーク、ソーシャル・キャピタル

（出典）Zetter, R., Griffiths, D., Sigona, N. and Hauser, M. (2002) Survey on policy and practice related to refugee integration (Oxford: European Refugee Fund Community Actions 2001/2; School of Planning), Oxford Bookes University, 135-139.

彼らの報告では、社会的領域の中でSCの重要性に触れられているが、その中身については明確ではなかった。統合の指標とSCの関連は、英国内務省の委託報告『統合の指標』を作成したエイガーとストラングによる統合の枠組みの指標（4類型10分野）によって、より鮮明に表れるようになる（Ager & Strang 2004）（表2）。彼らの指標はゼッターらの指標と重なる部分が多く、例えば手段と標識にあたる部分は機能的領域に、また、社会的つながりにあたる部分は社会的領域、基盤の部分は市民権・統治の領域に関連している。

表2 統合の枠組みの指標

主題・題目 (Themes)	領域 (Domain)	説明
手段と標識 (Means and Markers)	雇用／住居／教育／健康	一緒にまとめられて、これらの領域は、統合過程における重要な要素として広く認識される到達の主な分野を表す。
社会的つながり (Social Connection)	社会的橋渡し (social bridges) 社会的結合 (social bonds) 社会的連結 (social links)	これらは統合過程の理解において関係性の重要性を強調する。
促進 (Facilitation)	言語・文化的知識／安心・安定	これらは統合過程にとって主な促進する要素を表す。
基盤 (Foundation)	権利・市民権	これは統合過程のための可能性と義務が確立される基盤を表す。

（出典）Ager, A. & Strang, A. (2004) Indicators of Integration: Final Report (London: Home Office Development and Practice Report, Research, Development and Statistic Directorate), 34に基づき筆者作成

この指標の中では SC という用語は使用されていないが、社会的つながりの領域として、パトナムに依拠した SC タイプを踏まえていることは明白であり、3つの領域—社会的橋渡し、社会的結合、社会的連結が取り上げられている（表3）。そしてそれぞれについて、政策および実践レベルでの具体的な測定の例も提示している。例えば、社会的橋渡しについては、青年クラブなどの参加、地域へのボランティアの参加、一般市民の難民への意識などが挙げられている（p18）。この指標は、イギリスの統合戦略の中で最も影響力を与え、統合において難民への地域社会への関与とソーシャル・ネットワークと SC の構築が強調されたといわれている（Goodson & Phillimore 2008）。

ここで留意すべき点は、エイガーとストラングは、難民の社会統合の中で社会的結合を重視している点である。結合型 SC は、一般的には同質的な人々（この場合は難民）の間の特異な互酬性の関係や連帯を高める一方で、社会統合や社会的地位の移動を妨げる要因としてしばしば理解されている。しかし彼らは社会的結合は、難民自身の民族、宗教または地域に属する感覚を育むことができ、それは難民の同一化（identification）と関連しているため、このような感覚を難民が持ち得なければ社会統合が単なる同化になる恐れをあることを強調する。したがって難民統合においては結合は、橋渡し・連結と同様に重視される。

表3 社会的つながりの概要

領域	概要
社会的結合 (Social Bonds)	難民自身—そして統合への最たるアプローチ—特別の集団やコミュニティへの所属の感覚が重要であることを理解する。民族、宗教または地理的コミュニティでの自己同一性の感覚なしには、「同化」のリスクになる。この領域は、そのような所属を支持する。
社会的橋渡し (Social Bridges)	他の異なる国籍、民族、宗教的集団での社会的つながりを構築する—ミクシング（混合）—は統合の多くの定義の中心に置かれている双方向の交流を確立するのに必須である。他のコミュニティへの橋渡しをつくることは、社会的結束を助け、文化的理解を広め、経済的な機会を広げる機会へとつながる。
社会的連結 (Social Links)	地方自治と NGO サービス、市民の義務、政治的プロセスなどに参加することは、統合を支援する社会的つながりのさらなる実例を明示する。そのような活動への連結は、統合を評価することに関する、社会的つながり（その人のコミュニティとの結合や他との橋渡しと並んで）の三番目の領域を提供する。

（出典）Ager, A. & Strang, A. *ibid.*,18-20 をもとに筆者作成

#### 4. 主観的プロセスとしての統合

以上みてきたように、政策上の観点から社会統合では客観的な指標が重視され、また双方向的な統合および社会的結束を促進する上で、SC を踏まえた社会統合が注目されていることを述べてきた。他方、社会統合には「難民・移民自身がホスト社会に統合していると感じているか」という主観的側面についても無視できない。

ソーシャル・サポートとの関連から、コーエンは「社会的統合とは、個人を取り巻く幅広い社会的関係の中で、個人が参加している範囲をさす」（Cohen et al=2005 : 71）とし、社会統合の要素を①社会的活動に実際に携わっている行動的要素、②社会への帰属意識や社会的役割への同一視という認知的要素の二つに大別した。後者の認知的要素にあたる部分は、ここでは「主観的統合」と言い換えることができるかもしれない。「主観的統合」に先立ち、近年注目されている

幸福の指標として「主観的幸福」の概念がある。幸福を測定する際には豊かさを図る指標として、従来はGDPのような経済指標などの客観的幸福の指標が重視されてきたが「個人がどういう気持ちで暮らしているのか」という個人の幸福感にも政策上の関心が高まってきている（内閣府 2011）。内閣府の幸福度に関する研究会報告では、主観的幸福度指標案が示されているが、そこでは主観的幸福を促す3つの構成要素——「経済的状況」「健康」「関係性」が掲げられ、それらの関連が検討されている。「関係性」の中には「地域等とのつながり」が含まれ、幸福度とSCとの関連が着目されている（p.34）。

こうした「主観的幸福」に類似して、難民の社会統合の主観的側面については、アティフィールドらのイギリスの難民／申請者の調査研究が注目される（Atifield et al. 2007）。彼らの研究でも難民とホスト社会の「相互の適応」（mutual adjustment）として双方向プロセスが着目されているが、彼らはその統合プロセスを二つのプロセスとして捉えている。一つは非線形なプロセス（non-linear process）、もう一つは主観的なプロセス（subjective process）である（p.12-13）。前者は、統合プロセスは直線的に進むものではなく、難民の排除や周辺化のリスクを増しながら分裂される場合もあることをいう。また、特定の権利の獲得は直線的にすすむかもしれないが、一方で権利を使用する難民自身の能力や欲求は、彼らの教育や雇用経験、ホスト社会での適応などの要素によって多様であるとする。後者の主観的プロセスとしての統合は、難民の統合の認識に着目するものである。社会統合への研究のアプローチは、前述したように構造的組織的な分野が中心になりがちであり、それはいわゆるトップダウン的な客観的な統合の指標として分析される。しかし当の本人である難民自身は、統合についてどのように思っているのか、彼らにとっての統合の意味とは何なのか。—アティフィールドらの調査では、難民自身のそうした主観的側面にスポットを当てた。すなわち「あなたにとっての統合の意味は何ですか（What does integration mean to you?）」と難民に問い、難民の統合への認識（Refugee's perception of integration）について明らかにすることを試みた。その結果は以下のようにまとめられている（表4）。

表4 統合の主な側面

統合の側面	主な活動
1. 機能的	仕事をもつこと／英語を話すこと／学校や大学に行くこと／住居をもつこと／稼ぐこと／国の保険番号をもつこと／ヘルスケア／法律に従うこと／請求書（ビル）を支払うこと／物事がどこにあるか知ること
2. 帰属と受容	移民のステータスとパスポートをもつこと／イギリス人と混ざること／英語を話すこと／受け入れられているという感情／安全という感情／友達をつくること／結婚すること／同じ場所で滞在すること／物事をいかにするかを知ること
3. 平等とエンパワメント	イギリス人として同様な法的な権利をもつこと／イギリス人として同様な機会をもつこと／イギリス人として同様なステータスをもつこと／イギリス人として同じになること／「普通の」生活を営むこと／傾聴されること／キャパシティ開発

（出典）Atfield, G., Brahmabhatt, K. & O'Toole, T. (2007) Refugees' Experiences of Integration, Refugee Council and University of Birmingham, p.29

調査結果では、難民の統合の3つの側面——機能的、帰属と受容、平等とエンパワメント——が示され、この3つの側面とSC（主にネットワーク）との関連についても検討され、ソーシャル・ネットワークが難民の統合の障壁を克服する重要な役割を果たすことが示唆されている。こ

これらの主観的な統合の3つの側面は、客観的統合の指標—例えば雇用・教育の機能的領域や法的権利という市民権的領域 - と重なる部分が多い。しかし双方向のプロセスとして受入れ国が移民に要請しているような共同社会の一員としての積極的な参加や文化・アイデンティティの保持については、今回の調査対象である難民は言及していなかったようである。先の英国の統合・結束委員会の報告書では、統合・結束の社会の有様として「近隣、都市、地域または国の将来ビジョンに対して明確に定められ広く共有された、異なる個人と異なるコミュニティへの貢献の感覚がある社会」が期待されているが、難民自身が、受入れ社会に対する貢献または奉仕するという観点については彼らの調査では浮かび上がってこなかった。受入れ社会への貢献や奉仕といった積極的な参加の感覚は、SCの「互酬性の規範」にも関連し、帰属意識と市民権にもつながってくるかもしれない (Strang & Ager 2010)。

## 5. おわりに

社会統合の概念は、EUの社会統合政策の動向を踏まえると、移民・難民とホスト社会の双方向プロセス（お互いの権利と義務を果たす責任）としての合意形成があり、また移民・難民の文化・アイデンティティの保持、権利の尊重、差別の排除、参加の促進等が重視されていた。そして、それは「同化」とは異なることが強調されている。しかし他方で、移民・難民とホスト国住民との対立や分離を背景に、移民・難民にEUやホスト社会の価値や規範の尊重や国民性・市民性を強要する動きも活発化し、安全・安心な社会を求め社会秩序を保つために「社会的結束 (cohesion)」が、社会統合と並んで重視されるようになってきている。そこでは社会統合と社会的結束の両者を実現する方策として、SCの構築が期待されているといえよう。

イギリスの難民の社会統合をみると、その双方向のプロセスを促進する方策として、統合の他の指標と並んでSCを踏まえた社会的つながりのタイプ—結合、橋渡し、連結が重視されていた。そこでは結合的なつながりは、一見、社会統合を阻む要因とみられる傾向もあるが、むしろ、難民のアイデンティティを保持することに寄与し、同化ではない社会統合を円滑に促進できると肯定的に捉えられている。また、社会統合には客観的統合とともに主観的統合についても無視できず、主観的統合においてもSCの果たす役割が期待され、社会参加に加え社会貢献の感覚も重要な要素となることが推察される。

(付記) 本研究は2014～2016年度 文部科学省・日本学術振興会科学研究費補助金（基礎研究C26380735）の成果の一部である。

### 注

- 1) 平成16年(2004)の難民認定申請者数は426人であった(法務省入国管理局)
- 2) 5年間で、計18家族86名を受け入れた。平成26年1月24日閣議了解に基づき、第三国定住による難民の受入れの継続が決定され、マレーシアに滞在するミャンマー難民を毎年約30人受け入れること、タイの難民キャンプからは、パイロットケースで受け入れた難民の親族を相互扶助を前提として受け入れることとしている(外務省報道発表「第三国定住難民(第六陣)に対する定住支援プログラムの開始」(平成27年10月13日付))
- 3) 内閣府「共生社会政策」(<http://www8.cao.go.jp/souki/:2016/1/28> 閲覧)、外務省「在日外国人の社会統合」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/symbiosis/index.html:2016/1/26> 閲覧)

- 4) 2005年総務省に設置された「多文化共生の推進に関する研究会」では多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」(総務省 2006)と定義されているが、この定義は広く普及している。
- 5) 各国の移民の統合政策の比較に用いられる代表的な指標として、MIPEX (Migrant Integration Policy Index) (丸山 2009)がある。

## 引用文献

- Ager, A. and Strang, A. (2004) *Indicators of Integration: Final Report* (London: Home Office Development and Practice Report, Research, Development and Statistic Directorate)
- Atfield G., Brahmabhatt, K. and O'Toole, T (2007) *Refugees' Experiences of Integration*, Refugee Council and University of Birmingham.
- Berry, W.J. (1986) The Acculturation Processes and Refugee Behavior, in Carolyn L. Williams and Joseph Westermeyer, eds., *Refugee Mental Health in Resettlement Countries*, Hemisphere Publishing Corporation, 25-38.
- Cohen, S.U. and Gottlieb, B. (2000) *Social Support Measurement and Intervention: A Guide for Health and Social and Scientists*, Oxford University Press, Inc. (= 2005, 小杉正太郎、島津美由紀、大塚泰正、鈴木綾子監訳『ソーシャルサポートの測定と介入』川島書院。)
- Commission of the European Communities (2003) Communication on Immigration, Integration and Employment, Commission of the European Communities, Brussels, 3.6.2003 COM (2003) 336 final.
- Commission on Integration and Cohesion (2007) *Our Shared Future* (<http://heller.brandeis.edu/coexistence/pdfs/complementary-approaches/oursharedfuture.pdf>)
- Ersing, R.L., & Loeffler, D. N. (2008). Teaching students to become effective in policy practice: Integrating social capital into social work education and practice, *Journal of Policy Practice*, 7 (2-3), 226-238.
- European Council (1999) Tempere European Council 15 and 16 October 1999 Presidency Conclusion ([http://www.europarl.europa.eu/summits/tam\\_en.htm](http://www.europarl.europa.eu/summits/tam_en.htm))
- Eurostat (2011) Indicators of Immigration.
- Goodson L. J. and Phillimore, J. (2008) Social Capital and Integration: The Importance of Social Relationship and Social Space to Refugee Women, *International Journal of Diversity in Organizations, Communities & Nations*, vol.7, 181-193.
- 樋口直人 (2005)「第 11 章 共生から統合へ」梶田孝道ほか編『顔の見えない定住化 — 日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋出版会, 285-305.
- Howkins, L. R. & Maurer K. (2012) Uuravelling Social Capital: Disentangling a concept for social work, *British Journal of Social Work*, 42, 335-370.
- Justice and Home Affairs (2004) *Press Release: Common Basic Principles for Immigrant Integration Policy in the European Union* ([http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/jha/82745.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/jha/82745.pdf)).
- 木戸裕 (2008)「10 EU の移民政策」国立国会図書館調査及び立法考査局『人口減少社会の外国人問題：総合調査報告書』, 277-282.
- 丸山英樹 (2009)「欧州における移民の社会統合と教育政策」『国立教育政策研究所紀要』第 138 集, 223-238.
- Midgley, J., & Livermore (1998), Social Capital and Local Economic Development: Implications for Community Social work Practice, *Journal of Community Practice*, 5 (1/2), 29-40.
- 森恭子 (2013)「難民のソーシャル・キャピタルに関する先行研究 — 論文検索データベースからみる研究の動向」『難民研究ジャーナル』 No.3, 59-69.
- 内閣府 (2011)『幸福度に関する研究会報告 — 幸福度指標 試案 — (平成 23 年 12 月 5 日)』 (<http://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/koufukudo.htm>)
- NASW (2008), *Encyclopedia of Social Work 20th ed*, NASW Press New York : Oxford University Press.
- 西野史子、倉田良樹 (2002)『日本におけるベトナム人定住者の社会的統合』一橋大学経済研究所世代間利害に

- 関する研究ディスカッションペーパーシリーズ第74号.
- 岡久慶 (2008) 「2 英国の移民統合政策——共有されるべき価値観とアイデンティティの模索——」 国立国会図書館調査及び立法考査局『人口減少社会の外国人問題：総合調査報告書』, 227-235.
- Putnam, R. (1993) *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton University Press.(= 2001, 河田潤一訳『哲学する民主主義——伝統と改革の市民的構造』 NTT 出版.
- Putnam, R. (2000) *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*. New York. Simon & Schuster (柴内康文訳『孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生』 柏書房、2006年).
- Strang, A. and Ager A. (2010) Refugee Integration: Emerging Trends and Remaining Agenda, *Journal of Refugee Studies*, Vol.23 No.4, 589-607.
- UNHCR (2005) *Conclusion on Local Integration*, 7 October 2005, No. 104 (LVI), (<http://www.unhcr.org/4357a91b2.html>.)
- 総務省 (2008) 「多文化共生推進に関する研究会報告書」
- UNHCR (2013) *A New Beginning Refugee Integration in Europe*  
(<http://www.refworld.org/pdfid/522980604.pdf>.)
- 若松邦弘 (2012) 「2000年代初めの西欧政治における政策志向性の変化——移民・難民の社会統合をめぐる政策論争——」 『東京外国語大学 国際関係論叢』 第一巻、第二号, 164-122.
- 和喜多裕一 (2009) 「EUにおける共通移民政策の現状と課題～海外調査報告～」 『立法と調査』 No.293, 24-32.
- 山本薫子 (2006) 「外国人の社会的統合・排除とはなにか：日系人、超過滞在者の事例から」 『山口大学紀要』 56巻1号, 1-15.
- Zetter, R., Griffiths, D., Sigona, N. and Hauser, M. (2002) *Survey on policy and practice related to refugee integration* (Oxford: European Refugee Fund Community Actions 2001/2; School of Planning), Oxford Brookes University.